

国立大学法人富山大学安全衛生管理手当支給細則

平成17年10月1日制定

平成18年4月1日改正

平成31年3月27日改正

(総則)

第1条 [国立大学法人富山大学職員給与規則](#)第30条の規定による安全衛生管理手当の支給については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(職員の範囲)

第2条 安全衛生管理手当は、本学の職員の中から衛生管理者（衛生工学衛生管理者を含む。）又は産業医として指名された者に支給する。ただし、専任の衛生管理者（衛生工学衛生管理者を含む。）又は産業医として雇用された者には支給しない。

(支給額)

第3条 安全衛生管理手当の月額次は次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ次のとおりとする。ただし、職員が複数の事業場にて産業医として指名された場合は、手当額の高い方の事業場に応じた額とする。

- (1) 衛生管理者 5,000円
- (2) 産業医（五福地区事業場） 10,000円
- 産業医（五艘地区事業場） 5,000円
- 産業医（杉谷地区事業場） 10,000円
- 産業医（附属病院事業場） 10,000円
- 産業医（高岡地区事業場） 5,000円

(雑則)

第4条 この細則に定めるもののほか、安全衛生管理手当の支給に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この細則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。